

随意契約理由書

件名	デュオこうべ浜の手自動火災報知設備改修工事
契約の相手方	パナソニック防災システムズ株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本施設の自動火災報知設備は2013年(旧社名:パナソニックES防災システムズ株式会社(現:パナソニック防災システムズ株式会社))に設置されたものである。</p> <p>本工事は保全計画に基づき、交換周期を迎えた防災設備の電源ユニット及びバッテリーの部分的な更新工事である。</p> <p>上記以外の部品は既設をそのまま流用することとなるが、自動火災報知設備はさまざまな部材により構成された1システムであることから、全ての構成部品は、機能面において一体的に設計されるものである。従って、本工事で改修する自動火災報知設備は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。電源ユニットの組み込みやソフトの転送等、新旧各部位の電気的、機械的整合を取るとともに、改修後もシステム全体として性能保証ができる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課 (電話番号 078-595-6598)